入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について

平成25年9月10日 国 土 交 通 省 総 務 省 財 務

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を合わせて調査しています。

本日、平成24年度の調査結果並びに入札契約適正化法の対象である国、特殊法人等及び地方公共団体ごとの実施状況及び今後の取組方針を取りまとめ、公表しましたので、お知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の入札契約制度の現状について

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

(調查対象機関)

- 国 19機関

特殊法人等 126法人(前回127法人)

地方公共団体 47都道府県

20指定都市(前回19指定都市)

1,722市区町村(前回1,727市区町村)

(調査対象時点)

•平成24年9月1日現在

(調査結果の概要) ※詳細については、別添参照。

- ◆国及び特殊法人等について
- <一般競争入札の導入について>
- ・平成18年よりすべての機関で導入済み。
- <総合評価方式の導入について>
- ・国においては、平成23年と同様に17機関(89.5%)、特殊法人等においては、122機関(96.8%)(※)で導入済み。
- (※)特殊法人等は調査対象機関が1団体減っているため平成23年は123団体で導入済み。 <低入札価格調査基準価格の算定式について>
- ・平成23年4月中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国においては、12機関(63.2%)から15機関(78.9%)、特殊法人等においては、113機関(89.7%)から117機関(93.6%)にそれぞれ増加している。

◆地方公共団体について

- <一般競争入札の導入について>
- ・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,196団体(69.5%)から1,205団体(70.0%)に増加。
- <総合評価方式の導入について>
- ・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,072団体(62.3%)から1,077団体(62.5%)に増加。
- <ダンピング対策について>
- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、都道府県及び指定都市においては、すべての団体がいずれかの制度を導入済み。市区町村においては、いずれかの制度を導入している団体が1,468団体(85.2%)から1,490団体(86.5%)に増加。 <予定価格等の公表時期について>
- ・予定価格等の事後公表を行っている団体は、都道府県においては29団体(61.7%)から30団体(63.8%)に、指定都市においては13団体(68.4%)から14団体(70.0%)に、市区町村においては746団体(43.3%)から766団体(44.5%)にそれぞれ増加。 <低入札価格調査基準価格の公表時期について>
- ・低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては38団体(80.9%)で増減なし、指定都市においては17団体(89.5%)から19団体(95.0%)に、市区町村においては329団体(54.6%)から343団体(56.0%)にそれぞれ増加。
- <最低制限価格の公表時期について>
- ・最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては34団体で増減なし。指定都市においては16団体(84.2%)から17団体(85.0%)に、市区町村においては677団体(51.9%)から712団体(52.7%)にそれぞれ増加。

1. 国及び特殊法人等の取組状況等について

(1)一般競争入札の導入状況

国及び特殊法人等においては、平成18年よりすべての機関において一般競争入札 を導入しています。

また、一般競争入札において、地域要件採用している機関のうち、国では66.7%、 特殊法人等では89.3%が運用方針を設定しています。

① 一般競争入札の導入について

	本格	導入	試行	導入	未導入		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1 H24. 9. 1		H24. 9. 1	
国	19	19	0	0	0	0	
	100.0%	100.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	
特殊法人等	127	126	0	0	0	0	
付%本本人寺	100.0%	100. 0%	0.0%	0.0%	0. 0%	0.0%	

② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	ļ	重用方針を	定めている	5	運用方針を 定めていない		
	公表し	ている	非么	公表			
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
国	3	2	3	4	3	3	
	33. 3%	22. 2%	33. 3%	44. 4%	33. 3%	33. 3%	
特殊法人等	99	99	10	9	12	13	
1寸7本/ム八寸	81.8%	81. 8%	8. 3%	7. 4%	9. 9%	10. 7%	

[※] 地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2)総合評価方式の導入状況

国においては、平成23年と同様に17機関(89.5%)、特殊法人等においては、122機関(96.8%)(※)で導入しています。

(※)特殊法人等は調査対象機関が1団体減っているため平成23年は123団体で導入済み。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入(年度内導 入予定なし)	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1						
	13	14	1	0	3	3	0	0	2	2
国	68.4%	73. 7%	5. 3%	0.0%	15. 8%	15. 8%	0. 0%	0. 0%	10. 5%	10. 5%
特殊法人等	117	117	0	0	6	5	0	0	4	4
付外本人守	92. 1%	92. 9%	0. 0%	0.0%	4. 7%	4. 0%	0.0%	0. 0%	3. 1%	3. 2%

(3)低入札価格調査基準価格の算定式について

平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国では78.9%(23年度63.2%)、特殊法人等では、93.6%(823年度9.7%)にそれぞれ増加しています。

	独自	モデルを	採用		
	平成21年4 契連モデル 同等以上		うち平成 23年中央 公契連モ デル水準 と同等以 上	公契連モ	ルを採用 54月中央 デル水準 低い
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
国	0	0	L	0	0
	0.0%	0. 0%	0.0%	0.0%	0. 0%
特殊法人等	1	1	0	3	1
付7本本人寺	0.8%	0. 8%	0.0%	2. 4%	0. 8%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用						平成21年4月中央公 契連モデルに準拠		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
国	10	14	2	1	7	4	0	0	
	52. 6%	73. 7%	10. 5%	5. 3%	36. 8%	21. 1%	0.0%	0.0%	
特殊法人等	112	115	1	2	5	2	0	0	
が水ム八寸	88. 9%	92. 0%	0. 8%	1.6%	4. 0%	1. 6%	0. 0%	0. 0%	

					昭和61年6月中央公 契連モデルを採用				算定式は非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	1	1	0	0	3	2	0	1	0	0
付你本人守	0.8%	0. 8%	0. 0%	0.0%	2. 4%	1.6%	0. 0%	0. 8%	0.0%	0. 0%

2. 地方公共団体の取組状況について

(1)一般競争入札の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において一般競争入札を導入しています。

また、市区町村においては、一般競争入札の導入率が平成23年度の69.5%から 平成24年度に70.0%に増加しています。

一般競争入札において、地域要件を採用している団体のうち、都道府県及び指定都市においてはすべての団体で運用方針を設定しています。また、市区町村においては5.1%が運用方針を設定しています。

① 一般競争入札の導入について

	本格	導入	試行	導入	未導入		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
都道府県	47	47	0	0	0	0	
印坦州东	100.0%	100. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	
指定都市	19	20	0	0	0	0	
担任制训	100.0%	100. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	
市区町村	969	1005	227	200	526	517	
「は四日は」	56.3%	58. 4%	13. 2%	11. 6%	30. 5%	30.0%	
計	1035	1072	227	200	526	517	
Δĺ	57. 9%	59. 9%	12. 7%	11. 2%	29. 4%	28. 9%	

② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	ű	重用方針を	定めている	,	運用方針を 定めていない		
	公表し	ている	非么	公表			
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1 H24. 9. 1		H24. 9. 1	
都道府県	28	27	18	19	0	0	
加起剂汞	60. 9%	58. 7%	39. 1%	41. 3%	0. 0%	0.0%	
指定都市	14	14	4	6	1	0	
相定制训	73. 7%	70.0%	21. 1%	30.0%	5. 3%	0.0%	
市区町村	365	365	206	229	510	485	
الباد الساطا دا ا	33.8%	33. 8%	19. 1%	21. 2%	47. 2%	44. 9%	
計	407	406	228	254	511	485	
ÁΙ	35. 5%	35. 5%	19. 9%	22. 2%	44. 6%	42. 4%	

[※] 一般競争入札を行っていない発注機関及び地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2)総合評価方式の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において総合評価方式を導入(試行導入等を含む。)しています。また、市区町村では平成23年度に62.3%であった総合評価方式の導入率が平成24年度には62.5%に増加しています。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行	導入	年度内試行導入		未導入(年度内導 入予定なし)	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1						
都道府県	29	29	0	0	18	18	0	0	0	0
10 担 的 乐	61. 7%	61. 7%	0. 0%	0.0%	38. 3%	38. 3%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
指定都市	9	9	0	2	10	9	0	0	0	0
担任制训	47. 4%	45. 0%	0. 0%	10.0%	52. 6%	45.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
市区町村	163	166	1	14	890	873	18	24	650	645
「一」「「一」「「「」「「」	9. 5%	9. 6%	0. 1%	0. 8%	51. 7%	50. 7%	1. 0%	1. 4%	37. 7%	37. 5%
計	201	204	1	16	918	900	18	24	650	645
ĀΙ	11. 2%	11. 4%	0. 1%	0. 9%	51. 3%	50.3%	1. 0%	1. 3%	36.4%	36. 1%

(3)低入札価格調査制度、最低制限価格制度のダンピング対策について

ダンピング対策としての低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、平成23年度と同様に全ての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しています。また、市区町村におけるいずれかの制度を導入している団体の割合は、平成23年度の85.2%から86.5%に増加しました。

	低入札価格調査 制度のみ導入		低入札価村 度及び最佳 格制度を住	氐制限価	最低制限のみ	是個格制度 導入	いずれの制度も 導入していない	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	5	4	42	43	0	0	0	0
1	10.6%	8. 5%	89. 4%	91.5%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%
指定都市	0	0	19	20	0	0	0	0
相定制训	0.0%	0. 0%	100.0%	100.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%
市区町村	163	138	440	475	865	877	254	232
الله السكادان	9. 5%	8. 0%	25. 6%	27. 6%	50. 2%	50. 9%	14. 8%	13. 5%
計	168	142	501	538	865	877	254	232
āT	9.4%	7. 9%	28. 0%	30. 1%	48. 4%	49.0%	14. 2%	13.0%

(3)-2低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自 平成21年4 契連モデル 同等以上		采用 うち年中 23年中連 公 ジ シ シ シ い に 同 等 と 上	公契連モ	4月中央
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	11 23. 4%	13 27. 7%		4 8. 5%	1 2. 1%
指定都市	3 15. 8%	4 20. 0%		0 0. 0%	0 0. 0%
市区町村	38	46	26	74	65
 計	6. 3% 52	7. 5% 63	42	12. 3% 78	10. 6% 66
<u>п</u>	7. 8%	9. 3%	6. 2%	11. 7%	9. 7%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用			1月中央公 ルに準拠	平成21年4 契連モデ	1月中央公 ルを採用	平成21年4月中央公 契連モデルに準拠		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
都道府県	19	24	4	7	5	0	1	0	
印起剂朱	40. 4%	51. 1%	8. 5%	14. 9%	10. 6%	0.0%	2. 1%	0.0%	
指定都市	4	8	4	5	5	2	2	1	
担任制训	21. 1%	40. 0%	21. 1%	25.0%	26. 3%	10.0%	10. 5%	5. 0%	
市区町村	90	183	27	42	125	81	40	24	
(\(\frac{1}{4}\) [\(\frac{1}{4}\) [\(\frac{1}{4}\)]	14. 9%	29. 9%	4. 5%	6.9%	20. 7%	13. 2%	6. 6%	3. 9%	
計	113	215	35	54	135	83	43	25	
āT	16. 9%	31.6%	5. 2%	7. 9%	20. 2%	12. 2%	6. 4%	3. 7%	

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用				昭和61年6月中央公 契連モデルを採用				算定式は非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1
10 担 的 乐	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 0%	0.0%	2. 1%	2. 1%	4. 3%	2. 1%
指定都市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
相定制训	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5. 3%	0.0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0. 0%
市区町村	55	45	17	16	47	37	18	14	72	60
비스피카	9. 1%	7. 3%	2. 8%	2. 6%	7. 8%	6.0%	3. 0%	2. 3%	11. 9%	9. 8%
計	55	45	17	16	48	37	19	15	74	61
ĒΤ	8. 2%	6. 6%	2. 5%	2. 4%	7. 2%	5. 4%	2. 8%	2. 2%	11. 1%	9. 0%

[※] 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

(3)-3最低制限価格の算定式について

	-				
	独自	モデルを持	採用		
	平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上		うち年 23年 23年 23年 ジルル 学 に で し た し た と し た と に た に た に た た に た に た に た に た に た に	平成21年 公契連モ	ルを採用 54月中央 デル水準 低い
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	11	12	L	1	0
HPXE/11 /K	26. 2%	27. 9%	27. 9%	2. 4%	0. 0%
指定都市	3	4	4	0	0
11 75 11111	15. 8%	20. 0%	20.0%	0.0%	0.0%
市区町村	131	155	85	160	145
「「下面」で	10.0%	11. 5%	6. 3%	12. 3%	10. 7%
計	145	171	101	161	145
βĺ	10.6%	12. 1%	7. 1%	11. 8%	10. 2%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1						
都道府県	11	13	6	11	3	0	1	0
10 担 的 乐	26. 2%	30. 2%	14. 3%	25. 6%	7. 1%	0.0%	2. 4%	0. 0%
指定都市	4	6	4	6	3	1	4	2
相处争训	21. 1%	30.0%	21. 1%	30.0%	15. 8%	5.0%	21. 1%	10.0%
ᆂᅜᄧᆉ	157	290	38	80	191	126	66	41
市区町村	12.0%	21. 4%	2. 9%	5. 9%	14. 6%	9. 3%	5. 1%	3. 0%
計	172	309	48	97	197	127	71	43
āΤ	12.6%	21. 8%	3. 5%	6. 9%	14. 4%	9.0%	5. 2%	3. 0%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用				昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	1	1	0	0	0	0	0	0	8	6
印起剂朱	2. 4%	2. 3%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0.0%	0. 0%	19.0%	14. 0%
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
担任制训	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	0. 0%	0.0%	0.0%	0. 0%	5. 3%	5. 0%
市区町村	76	51	22	20	48	40	20	18	396	386
البا (سکا دار	5. 8%	3. 8%	1. 7%	1. 5%	3. 7%	3.0%	1. 5%	1. 3%	30. 3%	28. 6%
計	77	52	22	20	48	40	20	18	405	393
āT	5. 6%	3. 7%	1. 6%	1. 4%	3. 5%	2. 8%	1. 5%	1. 3%	29.6%	27. 8%

[※] 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。

(4)予定価格等の公表時期について

予定価格等の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では63.8%(23年度61.7%)、指定都市では70.0%(23年度68.4%)、市区町村では44.5%(23年度43.3%)にそれぞれ増加しています。

低入札価格調査基準価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県では80.9%(23年度80.9%)で増減なし、指定都市では95.0%(23年度89.5%)、市区町村では56.0%(23度54.6%)にそれぞれ増加しています。

最低制限価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では事後公表を実施している団体数は増減ありません。指定都市では85.0%(23年度84.2%)に、市区町村では52.7%(23年度51.9%)にそれぞれ増加しています。

①予定価格等の公表時期について

	事後公表		事前公表及び 事後公表の併用		事前公表		非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	13	14	16	16	18	17	0	0
1	27. 7%	29. 8%	34.0%	34.0%	38. 3%	36. 2%	0. 0%	0. 0%
指定都市	4	5	9	9	6	6	0	0
11 上 10 円	21. 1%	25. 0%	47. 4%	45.0%	31.6%	30.0%	0. 0%	0. 0%
±0.m++	510	529	216	218	775	763	185	173
市区町村	29.6%	30. 7%	12. 5%	12. 7%	45. 0%	44. 3%	10. 7%	10.0%
計	527	548	241	243	799	786	185	173
āΤ	29. 5%	30. 6%	13. 5%	13.6%	44. 7%	43. 9%	10. 3%	9. 7%

	非公 事後公君		非公表と 事前公表の併用						
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1					
都道府県	0	0	0	0					
印坦州东	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%					
指定都市	0	0	0	0					
相任制训	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%					
市区町村	20	19	16	20					
(I) [mali	1. 2%	1. 1%	0. 9%	1. 2%					
計	20	19	16	20					
ĒΙ	1. 1%	1. 1%	0. 9%	1. 1%					

② 低入札価格調査基準価格の公表時期について

	事後公表			事後公表及び 事前公表を併用		公表	非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	38	38	0	0	2	2	7	7
10 担 的 乐	80. 9%	80. 9%	0. 0%	0.0%	4. 3%	4. 3%	14. 9%	14. 9%
指定都市	17	18	0	1	2	1	0	0
相定制川	89. 5%	90.0%	0. 0%	5.0%	10. 5%	5. 0%	0. 0%	0. 0%
市区町村	309	326	12	9	58	59	214	207
11 [스피] 11	51. 2%	53. 2%	2. 0%	1.5%	9. 6%	9.6%	35. 5%	33. 8%
計	364	382	12	10	62	62	221	214
āΤ	54. 4%	56. 2%	1. 8%	1. 5%	9. 3%	9. 1%	33. 0%	31. 5%

	原則非 一部事	公表、 後公表	原則非公表、 一部事前公表		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
都道府県	0	0	0	0	
印坦州乐	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	
指定都市	0	0	0	0	
相处制训	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	
市区町村	8	8	2	4	
[[[[[]]]]]]	1. 3%	1. 3%	0. 3%	0. 7%	
計	8	8	2	4	
ΠĪ	1. 2%	1. 2%	0. 3%	0.6%	

[※] 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

③ 最低制限価格の公表時期について

	事後公表			事後公表及び 事前公表を併用		公表	非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	34	34	0	0	2	2	6	7
1	81.0%	79. 1%	0. 0%	0.0%	4. 8%	4. 7%	14. 3%	16. 3%
指定都市	16	17	0	0	3	3	0	0
相定制川	84. 2%	85. 0%	0. 0%	0.0%	15. 8%	15.0%	0. 0%	0. 0%
市区町村	616	650	37	37	178	179	442	453
市区町 1	47. 2%	48. 1%	2. 8%	2. 7%	13. 6%	13. 2%	33. 9%	33. 5%
計	666	701	37	37	183	184	448	460
ĒΙ	48.8%	49. 5%	2. 7%	2. 6%	13. 4%	13.0%	32. 8%	32. 5%

	原則非 一部事	公表、 後公表	原則非公表、 一部事前公表		
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	
都道府県	0	0	0	0	
御坦州朱	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	
指定都市	0	0	0	0	
祖佐制川	0.0%	0. 0%	0. 0%	0.0%	
市区町村	24	25	8	8	
山际町町	1. 8%	1. 8%	0. 6%	0. 6%	
計	24	25	8	8	
i i	1.8%	1. 8%	0. 6%	0. 6%	

[※] 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。